

NOSAI岩手 家畜診療所からのお知らせとお願い

NOSAI
令和7年4月

家畜診療所の運営について、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当組合家畜診療所では、令和2年度から家畜診療所経営収支改善と労働基準法等に則した労働環境への対応のために、皆様のご理解をいただきながら運営改善に取り組んでおります。

今回、家畜診療所体制に関するお知らせを作成いたしましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※このリーフレットの内容に関するお問い合わせ等は、地域を管轄する基幹家畜診療所（県北、県南）、またはお近くの家畜診療所までお願いします。



▶家畜診療所の運営について 【一部の家畜診療所の業務を縮小します】

平成30年度の国によるNOSAI団体家畜診療所の経営の仕組み改正をきっかけに収支構造赤字が表面化し、大変厳しい運営となっております。そのため、皆様のご理解をいただきながら、経営安定を図っているところです。

また、獣医師職員数の減少（令和6年度31名⇒令和7年度24名）により労働環境も厳しくなっており、労働基準法に則した労働環境への対応のために、4月から北部家畜診療所の業務を縮小し、令和7年度中に葛巻家畜診療所の業務を段階的に縮小させていただくことになりました。（獣医師の新規採用は、経営の現状から非常に困難です。）

該当する管内の家畜共済指定獣医師の皆様には説明済みですので、家畜共済指定獣医師のご利用をご検討くださいますようお願いいたします。

すでに、診療対象外としている沿岸部を含めた、岩手県内全域の家畜診療体制整備については、岩手県が令和3年に公表した「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画」に則して、他の関係機関や団体とともに当組合も協力してまいりますので、ご理解をよろしく申し上げます。

北部出張所の管内の対応

名称を「北部家畜診療所」から「北部出張所」に変更しました。
診療対象外ではありませんが、盛岡市の岩手県北基幹家畜診療所から向かいますので、到着まで時間を要します。
特に救急の場合は、お近くの家畜共済指定獣医師等のご利用をお願いします。

北部出張所の受付
(旧北部家畜診療所)

常時出勤する獣医師職員と、管内に居住する獣医師職員は居りません。

診療依頼は、受付時間内に岩手県北基幹家畜診療所におかけください。

電話番号 019-601-8125

受付時間 8:30~9:30

▶診療費納入に関するお願い ※お支払いいただけない場合は、診療をお断りする場合があります。

診療費の未納が家畜診療所経営を圧迫しています。

診療費は家畜診療所運営と診療継続のための重要な原資となりますので、遅滞なくお支払いいただくことが非常に大切であることをご理解ください。

引き続きお支払いいただけない診療費について、職員が該当者に個々に連絡をさせていただきますが、一定の期間を経過してもお支払いのない場合には、他のご利用者との公平性を欠くため、診療をお断りさせていただきますので、ご了承ください。（近隣の家畜共済指定獣医師等開業獣医師をご利用ください。）

また、顧問弁護士と相談のうえ法的対応を取る場合があります。

さらに、確実な料金徴収を目的として未収家畜診療費の管理要領を改正し、新たに返済計画をいただく場合には「連帯保証人」を設定していただくことになりました。

▶家畜診療には立ち合いをお願いします

立ち合いが無い場合、下記の理由により診療を中止する場合がありますのでご了承ください。

- 家畜や獣医師のケガにつながる恐れがあること。
- 家畜の取り違え等による獣医療事故につながる恐れがあること。

※診療中の獣医師のケガが増えています。

（骨折や、救急搬送されたケースも有りました）

▶画像（動画、静止画）の撮影等について

獣医師が研究や獣医師間の情報共有のため、家畜の画像などを撮影することがあります。

必ず許可をいただき、画像に個人情報が入らない加工をした上で、研究等（研修会、講習会、学会、学術雑誌投稿等）に使用することがあります。

目的外に使用することはありません。画像の保存に関しては、本組合の情報セキュリティポリシーに則って取扱います。

組合員（従業員等）による、診療内容（獣医師個人の容姿含む）や家畜診療車内の画像撮影は原則禁止させていただきます。

無許可撮影画像のSNS等への投稿などが判明した場合は、顧問弁護士と相談の上法的な対応を取る場合があります。

▶診療受付等に関するお願い

受付時間は8時30分から9時30分の間としています。

時間内に各家畜診療所の固定電話におかけください。★業務用携帯電話を含めて、**獣医師が携帯電話で直接受け付けることはありません。**

効率的対応とするため、基本的に往診時刻を指定した依頼はお受けしていません。

内容によっては当日中に対応できない場合があります。(去勢、妊娠鑑定など 緊急性の低いもの)

夜間、休日の依頼は、救急等の場合に限定させていただいております。

夜間の対応は当番獣医師が広域に対応していますので、到着に時間がかかる場合があります。診療中の場合はすぐに電話に出られない事があります。

日中、夜間に関わらず、救急等については獣医師の稼働状況によりすぐに対応できない場合もありますので、ご理解をお願いします。

また、**お急ぎの場合は、近隣の家畜共済指定獣医師などの開業獣医師の利用もご検討ください。**

▶家畜共済事故外診療料金表を一部改正します 【疾病傷害共済未加入の料金が加入家畜の3倍になります】

家畜共済事故外診療点数表を一部改正し、**令和7年4月1日から適用します。**●赤字部分が改正された料金です。

●この料金表に関するお問い合わせ等は、地域を管轄する基幹家畜診療所(県北、県南)、またはお近くの家畜診療所までお願いします。

診療名等区分		診療料金(単位:円 税込)			料金適用の備考	
		加入農家		未加入農家 (死廃のみ 加入も含む)		
		加入家畜	有資格 未加入家畜			
初診料	大動物	1,800	2,700	5,400	・家畜共済病傷事故で「初診」が給付になった場合は、この料金との差額をご負担いただきます。 ・「除角」から「予防注射等」までには適用しません。・中動物は牛、馬以外の家畜とします。 ・中動物の料金は1/2の額とします。	
	中動物	900		2,700		
	休診日	2,300	3,500	6,900		
車両負担料		家畜共済診療点数表(往診A種点数)×12			・「除角」から「予防注射等」までの車両負担料金です。 ・加入家畜の料金です。有資格未加入家畜は1.5倍、 未加入農家は3.0倍 です。	
求診料	夜間求診(17時~翌8時 深夜以外)	5,000	7,500	15,000	・往診と診療行為の時刻によって夜間急診、深夜求診を適用します。 ・ 農家到着時に処置等の必要が無かった場合も適用します。★特にご注意ください★	
	深夜求診(22時~翌5時)	10,000	15,000	30,000		
除角	成牛	6,900		20,700		
	子牛	3,300	4,950	9,900		
鼻環装着		1,400	2,100	4,200	・鼻環はご自身でご用意ください。	
去勢	牛 無血法	5月未満	4,200	6,300	・後治療が必要となった場合は、別途請求します。 ・麻酔管理が必要な麻酔術を実施した場合は、麻酔料を別途請求します。 ・後治療が必要となった場合は、別途請求します。 ・後治療が必要となった場合は、別途請求します。	
		5月以上	6,300	18,900		
	牛 観血法	8月未満	8,000	12,000		24,000
		8月以上	12,000			36,000
	馬	24,000		72,000		
豚	4,200		12,600			
妊娠鑑定	牛	直腸検査	2,280	6,840	・実際に行った方法(直腸検査法、超音波検査法)により適用します。 ・ 空胎の場合で、その後治療しない場合は、この料金を負担いただきます。	
		超音波検査	3,276	9,828		
	馬	直腸検査	3,420	10,260		
		超音波検査	4,914	14,742		
食用不適家畜処分		12,000	9,000※	36,000	・「食用不適家畜の取扱要領」(若手県獣医師会制定)により食用不適家畜と診断された家畜についてのみ適用します。 ・12ヶ月未満の牛、馬、および中動物は1/2の額とします。※18,000×1/2:対象が子牛であるため	
文書料	証明書・診断書等文書料		1,700	2,550	5,100	・1通あたりの金額とし、人工授精証明書、受精卵(胚)移植証明書には適用しません。
	家畜人工授精・受精卵(胚)移植等文書料(令和6年度授精・移植分)		1,300		3,900	・1通あたりの金額とします。・令和7年3月31日までに実施したものが対象です。 ・家畜人工授精、受精卵(胚)移植時点で加入家畜であった場合は、加入家畜の料金を適用します。
予防注射等		薬代+技術料	加入家畜×1.5	加入家畜×3.0	・地域の衛生協議会扱い以外のワクチン等には、別途「車両負担料」を適用します。 ・薬代や技術料は家畜共済診療点数表や仕入れ価格から算出します。	
家畜共済対象外の診療		薬代+技術料	加入家畜×1.5	加入家畜×3.0	・薬代や技術料は家畜共済診療点数表や仕入れ価格から算出します。(点数×12) ・別途、初診料と診療時刻によって夜間急診、深夜求診を適用します。	



●本料金表の「家畜共済事故」とは「疾病傷害共済の病傷事故」を指します。

●「**加入家畜**」は「**疾病傷害共済加入者の包括対象家畜区分の加入家畜**」です。

●死亡廃用共済だけの加入者及び収入保険制度だけの加入者は「未加入農家」が適用されます。**(未加入農家は、加入家畜の3倍の料金です。)**

●「有資格未加入家畜」とは、子牛選択していない加入者の子牛を指します。(加入家畜の1.5倍の料金)